

# 事業所を離職された満65歳以上の高齢者の皆さんへ 高年齢求職者給付金はこんな制度です！

※受給手続きには個人番号確認書類（マイナンバーカード等）が必要です。

◎満65歳以上で雇用されている方（高年齢被保険者）が失業した場合には基本手当に代えて、高年齢求職者給付金が一時金として支給されます。

## 高年齢求職者給付金の支給を受けるためには

次の（１）～（３）の要件をすべて満たしている必要があります。

（１）離職の日以前 **１年間に**、被保険者期間が通算して **６か月以上**あること。

被保険者期間とは、雇用保険の被保険者であった期間のうち、離職日から1か月ごとに区切っていった期間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月を1か月と計算します。なお、令和2年8月1日以降に離職した人について、賃金支払基礎日数が11日以上のある月が6か月ない場合は、賃金の支払の基礎となった時間数が80時間以上の月を1か月として計算します。



（２）ハローワークまたは地方運輸局へ求職の申込みをしていること。

（３）失業の状態にあること。

○ ここでいう失業とは、離職(※)し、「就職したいという積極的な意思といつでも就職できる能力（健康状態・家庭環境など）があり積極的に求職活動を行っているにもかかわらず、就職できない状態」にある方をいいます。

（※この場合の離職には、契約の変更により労働時間が短くなった結果、雇用保険の資格を喪失した場合も含まれますので、必ずこのパンフレットをご覧ください。）

○ したがって、例えば、次のような人は、就職する意思・能力がないものと判断され、その状態が続く限り高年齢求職者給付金の支給を受けられません。

- |                                                        |                                                           |
|--------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| ① 家事に専念する方                                             | ⑦ 自分の名義で事業を営んでいる方                                         |
| ② 昼間学生、または昼間学生と同様の状態と認められるなど、学業に専念する方                  | ⑧ 会社の役員などに就任している方（就任の予定や名義だけの役員も含む）                       |
| ③ 家業に従事し職業に就くことができない方                                  | ⑨ 就職・就労中の方（試用期間を含む）                                       |
| ④ 自営を開始、または自営準備に専念する方（求職活動中に創業の準備・検討を行う方は支給可能な場合があります） | ⑩ パート、アルバイト中の方（週あたりの労働時間が20時間未満の場合は、支給を受けることが可能な場合があります。） |
| ⑤ 次の就職が決まっている方                                         | ⑪ 同一事業所で就職、離職を繰り返しており、再び同一事業所に就職の予定がある方                   |
| ⑥ 雇用保険の被保険者とならないような短時間就労のみを希望する方                       |                                                           |



愛知労働局職業安定課    公共職業安定所（ハローワーク）

LL080401愛保

### 給付を受ける手続きは（次のものをお持ちください）

- ◎ 離職後、みなさまの住所を管轄する安定所へ次のものを持参して、求職の申込みをしてください。

1. 離職票—1、離職票—2

2. マイナンバーカード

マイナンバーカードをお持ちでない方は、次の①個人番号および②身元（実在）確認書類をお持ちください。

①個人番号確認書類（いずれか1種類）

通知カード、個人番号の記載のある住民票（住民票記載事項証明書）

②身元（実在）確認書類：（1）のうちいずれか1種類。

（1）の書類をお持ちでない方は、（2）のうち異なる2種類（コピー不可）

（1）運転免許証、運転経歴証明書、官公署が発行した身分証明書・資格証明書（写真付き）など

（2）公的医療保険の被保険者証、年金手帳・基礎年金番号通知書、児童扶養手当証書など

3. 写真1枚（最近の写真、正面上半身、サイズ3.0cm×3.2.4cm）

※本手続及び認定日にマイナンバーカードを提示する場合には顔写真を省略することが可能です。

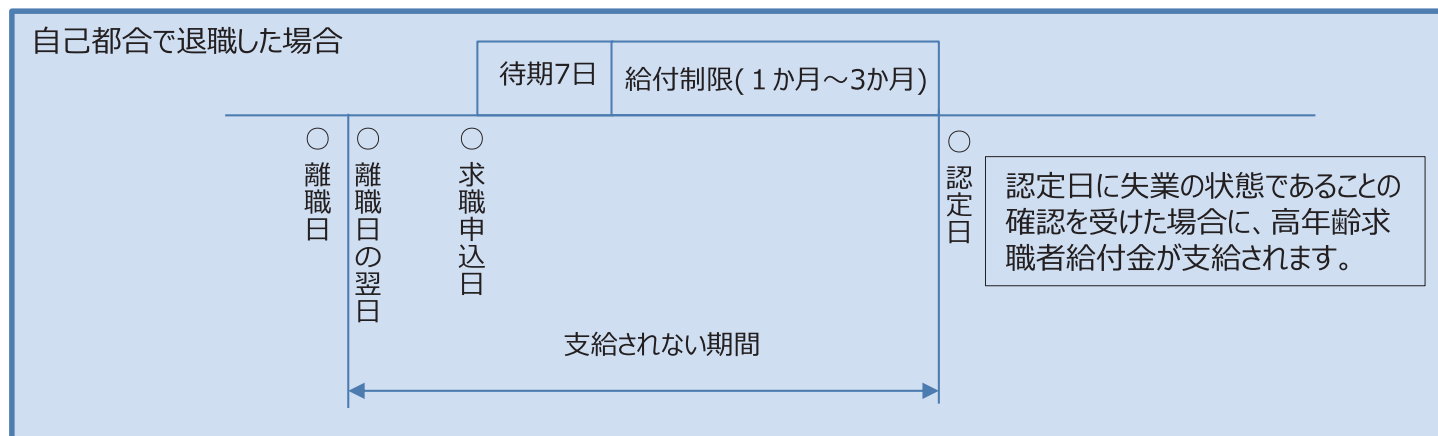
4. 本人名義の預金通帳またはキャッシュカード（一部の金融機関を除く）

### 早めに求職申込みの手続をしてください

- ◎ 高年齢求職者給付金は、ハローワークまたは地方運輸局に離職票の提出と求職の申込みを行った日から、失業の状態にあった日が7日間経過してからでなければ支給されません。これを待期といいます。

また、自己都合で退職した場合は待期が経過した後さらに1か月（過去5年間に2回以上自己都合で離職し求職者給付の手続きを行っていた場合または自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された場合は3か月）経過するまで、高年齢求職者給付金が支給されません。これを給付制限といいます。

- ◎ 高年齢求職者給付金の支給を受けるためには、待期および給付制限期間が経過することが見込まれる日の後に、ハローワークまたは地方運輸局が指定する失業の認定日に来所し、失業の状態にあることの確認を受けなければなりません。



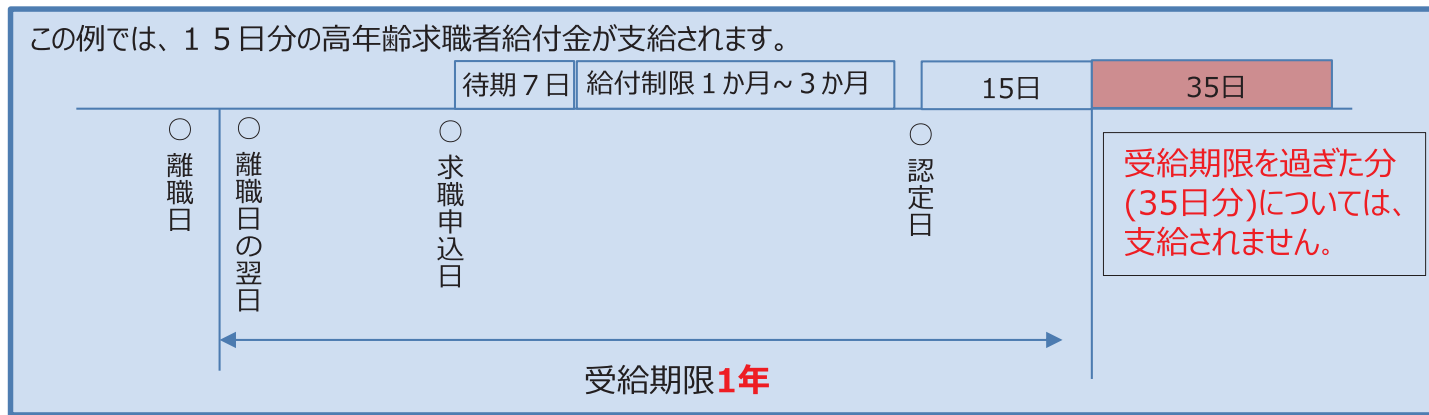
- ◎ 高年齢求職者給付金の支給額は、被保険者であった期間に応じて次表に掲げる日数分の基本手当に相当する額（※）とされていますが、支給を受けることができる期限（受給期限）は、**離職日の翌日から1年**です。求職申込みの手続きが遅れた場合、次表に掲げる日数分の支給を受けることができなくなることがあります。お早めに求職申込みの手続きをしてください。

※ 基本手当に相当する額とは、原則として、離職の日以前の6か月に毎月決まって支払われた賃金の合計を180で割って算出した金額のおよそ5～8割で、賃金の低い方ほど高い給付率となっています。また、上限額・下限額が定められています。

★ **高年齢求職者給付金については、受給期限（支給を受けることができる期限）の延長はできません。**

| 被保険者であった期間  | 1年未満 | 1年以上 |
|-------------|------|------|
| 高年齢求職者給付金の額 | 30日分 | 50日分 |

この例では、15日分の高年齢求職者給付金が支給されます。



### 失業の認定とは

- ◎ 高年齢求職者給付金の支給を受けるためには、ハローワークまたは地方運輸局から指定された認定日において、失業の状態にあることの確認を受けなければなりません。

これを**失業の認定**と言います。

そして、失業状態にあったと確認された場合に、高年齢求職者給付金が支給されます。

- ◎ 失業の認定を受けるには、定められた認定日の指定された時間に、必ずあなたご自身がハローワーク等へ来所のうえ、就職又は就労の事実、求職活動等の状況を申告する必要があります。

認定は1回のみですが、認定日までに就労があり、待期が経過していないときは、改めて認定日が指定されることになります。

### 高年齢求職者給付金の支払いは

- ◎ 高年齢求職者給付金は、失業の認定を受けた後、あなたの指定した金融機関の預金口座に振り込まれます。

なお、預金口座に振り込まれるのは、失業の認定日の翌日から銀行等の営業日で数えておおむね5日後となります（金融機関によって振り込みまでの期間が異なります。また、土日祝日等による金融機関の休日等がある場合には、その日数分だけ入金が遅れます）。

また、預金口座は本人名義の普通預金（貯蓄口座以外）でなければ振り込みができませんので、ご注意ください。

## ハローワーク(公共職業安定所)窓口のご利用について

※雇用保険の手続きは、月曜日～金曜日（休祝日・年末年始を除く）の8時30分～17時15分です。  
また、「受給資格決定」の他に、「求職の申込み」の手続きもあり、求職申込みには一定の時間がかかること等から、16時前までのご来所をお勧めいたします。

※職業相談には一定の時間がかかること等から、職業相談・職業紹介をご利用いただくにあたっての時間帯（夜間開庁や土曜開庁の日は除いた平日）は、9時～17時の間のご利用をお勧めいたします。

## 愛知県内ハローワーク(公共職業安定所)一覧表

ご来所の際は、なるべく公共交通機関をご利用いただくようお願いいたします。

| ハローワーク<br>(公共職業安定所) | 所在地 (郵便番号)                         | 電話番号         | 管 轄 区 域                                 |
|---------------------|------------------------------------|--------------|-----------------------------------------|
| 名古屋中                | 〒460-8640 名古屋市中区錦2-14-25<br>ヤマイチビル | 052-855-3740 | 西区、中村区、中区、中川区、北区、<br>北名古屋市、清須市、西春日井郡    |
| 名古屋南                | 〒456-8503 名古屋市熱田区旗屋2-22-21         | 052-681-1211 | 瑞穂区、熱田区、港区、南区、緑区、豊明市                    |
| 名古屋東                | 〒465-8609 名古屋市名東区平和が丘1-2           | 052-774-1115 | 千種区、東区、昭和区、名東区、守山区、天白区、<br>日進市、長久手市、愛知郡 |
| 豊 橋                 | 〒440-8507 豊橋市大岡町111<br>豊橋地方合同庁舎    | 0532-52-7192 | 豊橋市、田原市                                 |
| 岡 崎                 | 〒444-0813 岡崎市羽根町字北乾地50-1<br>岡崎合同庁舎 | 0564-52-8609 | 岡崎市、額田郡                                 |
| 一 宮                 | 〒491-8509 一宮市八幡4-8-7<br>一宮労働総合庁舎   | 0586-45-2048 | 一宮市、稲沢市（平和町を除く）                         |
| 半 田                 | 〒475-8502 半田市宮路町200-4<br>半田地方合同庁舎  | 0569-21-0023 | 半田市、常滑市、東海市、知多市、知多郡                     |
| 瀬 戸                 | 〒489-0871 瀬戸市東長根町86                | 0561-82-5123 | 瀬戸市、尾張旭市                                |
| 豊 田                 | 〒471-8609 豊田市常盤町3-25-7             | 0565-31-1400 | 豊田市、みよし市                                |
| 津 島                 | 〒496-0042 津島市寺前町2-3                | 0567-26-3158 | 津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡、<br>稲沢市平和町          |
| 刈 谷                 | 〒448-8609 刈谷市若松町1-46-3             | 0566-21-5001 | 刈谷市、安城市、知立市、高浜市、大府市                     |
| (碧 南)               | 〒447-0865 碧南市浅間町1-41-4             | 0566-41-0327 | 碧南市                                     |
| 西 尾                 | 〒445-0071 西尾市熊味町小松島41-1            | 0563-56-3622 | 西尾市                                     |
| 犬 山                 | 〒484-8609 犬山市松本町2-10               | 0568-61-2185 | 犬山市、江南市、岩倉市、丹羽郡                         |
| 豊 川                 | 〒442-0888 豊川市千歳通1-34               | 0533-86-3178 | 豊川市                                     |
| (蒲 郡)               | 〒443-0034 蒲郡市港町16-9                | 0533-67-8609 | 蒲郡市                                     |
| 新 城                 | 〒441-1384 新城市西入船24-1               | 0536-22-1160 | 新城市、北設楽郡                                |
| 春日井                 | 〒486-0841 春日井市南下原町2-14-6           | 0568-81-5135 | 春日井市、小牧市                                |

地方運輸支局等 ※船員であった方で、離職後引き続き船員での就職を希望される方  
(中部運輸局での手続きは月曜日～金曜日（休祝日・年末年始を除く）の9時～17時45分です。)

| 地方運輸支局         | 所在地 (郵便番号)                                 | 電話番号         | 管 轄 区 域                                               |
|----------------|--------------------------------------------|--------------|-------------------------------------------------------|
| 中部運輸局<br>船員労政課 | 〒460-8528 名古屋市中区三の丸2-2-1<br>名古屋合同庁舎第1号館11階 | 052-952-8028 | 愛知県全域<br><br>※船員であった方で、離職後引き続き船員での<br>就職を希望される方に限ります。 |



愛知労働局職業安定課 公共職業安定所（ハローワーク）